

アスロン『体育家庭教師（回数券）コース』

受講細則

【お申し込み時の回数券の購入について】

○お申し込み時には次の手続きをして下さい。

1. お申込書を提出して下さい。（上半身が鮮明な写真を必ず貼り付けて下さい）
2. 回数券料金と年会費をお申込時にお支払い下さい。

【雨天の場合について】

1. 雨天時の野外での家庭教師授業は中止致します。授業の有無は、予定時刻の2時間前に決定しご連絡致します。なお、授業開始2時間前から直前まで及び開始後の降雨の場合はその時点で判断させていただきます。）
2. 授業内容によっては当クラブのスタジオへご来館いただき授業を実施頂くことも出来ます。スタジオの空き状況により、時間曜日等の変更の可能性がございますのでご了承下さい

【振替制度について】

1. 雨天中止または授業開始2時間前までにご連絡を頂いた場合に限り、振替受講をすることが出来ます。
2. 振替受講は回数券有効期限までにご受講下さい。
3. コーチ1名に対し生徒2名もしくは3名などの複数コースの場合、1名でも参加されると、そのレッスンは消化扱いとし、欠席された方の振替受講は致しかねますのでご了承下さい。

【有効期限について】

1. 回数券購入日から、それぞれ1回券は3ヶ月後、5回券は6ヶ月後、10回券は1年後の月末日を有効期限と致します。
2. 有効期限を過ぎた回数券でのレッスンは受講することは出来ません。
3. 未使用回数券の払い戻しは致しかねますことをご了承ください。

【指定料金制度に関して】

1. 担当コーチをご指定される場合はコーチ指名料として1レッスン1,000円をレッスン当日にいただきます。

【授業の際の注意点】

体育家庭教師の受講に関し、次の事項を必ず守って下さい。

1. 回数券は受講の際、必ずお持ち頂き担当コーチにお渡し下さい。
2. 施設使用料、交通費は原則として受講ごとに直接コーチへお渡し下さい。
3. 以下の地域以外へのコーチ派遣は『遠距離派遣料金』として1レッスン(1時間)につき別途500円頂戴します。受講ごとに直接コーチへお渡し下さい。
神戸市・芦屋市・西宮市
4. 受講中、身体の具合が悪くなったときは直ちにコーチにお伝え下さい。
5. 運動に適した服装で受講下さい。
6. 飲物は各自ご持参下さい。（ペットボトルまたは蓋がついたものに限りです）
7. 当クラブ派遣コーチとお客様との個人的な指導契約、及び売買契約等の直接取引は一切禁止致しております。万一これに違反された場合、最終購入の回数券相当額を違約金として頂きます。
8. コーチに対する食事・接待・当クラブ規定以外の金品の贈与はご遠慮願います。
9. レッスン場所までの行き帰りの安全につきましては、当クラブは責任を負いかねますのでご了承下さい。

【その他】

1. レッソンの開催は原則としてスクールカレンダーに基づいて実施致します。
2. 当クラブの受付時間は月曜13:00~19:00まで 火曜~金曜10:00~19:00まで 土曜祝日9:00~18:00までとなります。
3. 当クラブは上記規定を変更する場合があります。
4. 年会費は4月~翌年3月の期間分を一括で申し受け、NPO活動に充当させていただきます。期の途中返金・分割はいたしません。

【情報連絡網については】

各種連絡については右記の番号にて対応致します。 **0797-25-1684**

【発効】本受講細則は2017年4月1日より発効します。

【芦屋 Gym】〒659-0015 芦屋市楠町 11-17 【住吉 Gym】〒658-0051 神戸市東灘区住吉本町 1-1-18 ライトマーク住吉 2F

アスロン規約

第1章 総則

(名称及び所在地)

第1条:本クラブは「アスロン」と称し、その本部は、芦屋林神町11-17に所在します。

(運営)

第2条:本クラブの運営は特定非営利活動法人アスロンが行います。

(目的)

第3条:本クラブは、体育の家庭教師及びスポーツの少人数制による個別指導を行い、要望のスポーツの技術習得・トレーニングを通して心身の健康維持や増進と共に会員相互の親睦を図ることを目的とします。

第2章 会員

(入会資格)

第4条:本クラブに入会できる対象者は、本クラブの趣旨に賛同し、本規約を遵守できる健康で運動が可能な方とします。

第3章 諸手続

(入会)

第5条:入会を希望の方は所定の入会申込書に必要事項を記入し、本クラブの承認を得るとともに、入会金、年会費、2ヶ月分の月会費をお支払いただきます。この手続きが完了した時点で会員となります。

(入会金)

第6条:入会金はご入会時納め頂きます。以後会員の事務手数料やクラブ運営費等に当てさせていただきます。

(年会費)

第7条:年会費はご入会時納め頂きます。以降毎年4月の口座振替日に所定の銀行より引き落としさせていただきます。以降NPO活動に事務運営費に充当させていただきます。

(月会費)

第8条:月会費は、前納制にて預金口座自動振替により毎月支払うものとします。すでに納め頂いた会費に特段の事由がない限り原則として返還致しません。

(入会金・会費等を変更)

第9条:本クラブは入会金・年会費・月会費を変更する場合がございます。

(休会)

第10条:休会の際は休会届を休会する前月の10日までにご提出下さい。また休会期間は最長で4ヶ月間とさせていただきます。

また休会費として月々1,080円申し受けます。

(コース変更)

第11条:コース変更の際は、変更届を変更する前月の10日までにご提出下さい。

(退会)

第12条:退会の手続きは所定の退会届出用紙に必要事項を記入し、退会する前月の10日まで本クラブにご提出下さい。退会届が提出されるまで翌月の月会費はお客様のお座より引き落とされますのでご注意ください。また、会費の未納がある場合は、これを完納するものと致します。

一旦退会した場合、登録抹消されます。再入会にあたっては、再登録の為の手続き、入会金、年会費をお支払いただきます。

第4章 会員の権利及び義務

(責任事項)

第13条:会員あるいは会員以外の施設利用者、本クラブの利用に際して生じた人的・物的事故及び物品の紛失があった場合は、本クラブに賠償の責を負いません。また天災などの不可抗力の事由により生じた事故につき、本クラブは責任を負いません。会員が本クラブの施設の利用中、自己の責任の帰すべき理由により本クラブまたは第三者に損害を与えた場合はその賠償の責任を負って頂きます。

(変更事項)

第14条:入会申込書の記載事項で変更が生じた会員の方は、本クラブ所定の用紙で変更事項を記載のうえ、速やかに届出頂きます。

(資格喪失)

第15条:会員は次の場合ごその資格を失うこととなります。

(1) 死亡 (2) 除名 (3) 本クラブからの解約 (4) 運動能力が健康状態でなくなったとき

(除名等)

第16条:次の各事項のいずれか該当する行為があった場合は、本クラブに該当する会員の会員資格を一時停止または剥奪することができます。

- (1) 本クラブの名誉を傷つける行為、他の会員に著しく迷惑となる行為があったとき。
- (2) 本クラブの規約及び、その他の規約を違反したとき。
- (3) 会費、その他の支払いを2ヶ月以上滞り、本クラブより催告を受けても、なお所定の期日までに支払わないとき。
- (4) その他、処分を適当とする行為があり、本クラブがそれを決議したとき。

(本クラブからの解約)

第17条:本クラブは会員として不適格と判断した場合いつでも会員との間の入会契約を解約することができます。また、本クラブ派遣コーチとお客様との個人的な指導契約や売買契約などの直契約及び当該契約で重大な違反があった場合の解約につき、別途違約金を申し受けます。

第5章 その他

(施設の利用制限)

第18条:会員は各コースご定められた曜日、時間ご限り指導を受け、また施設を利用することができます。

(施設の休業・閉鎖)

第19条:本クラブは次の理由により施設の場所の変更、休業をすることがあります。

- (1) 天災、事変その他の止むを得ない事情により開場が不可能なとき
- (2) 施設の補修または改装するとき
- (3) 社会情勢、経済状況に重大な異変があるとき
- (4) 特定非営利活動法人アスロンと施設利用者との施設利用契約が終了したとき

(コースの新設・廃止等)

第20条:本クラブは、利用状況等より1ヶ月前の予告をもってコースの新設、曜日及び時間帯変更または廃止をすることがあります。

(利用規定)

第21条:本規約で定めのない事項及び業務遂行上必要な事項は、利用規定などによる他、必要に応じて本クラブが定めるものとします。

(都則の遵守)

第22条:会員は本規約及び本クラブが別に定める諸則を遵守しなければなりません。

(改正・変更)

第23条:本規約の改正・変更は、本クラブが定めるところによるものとし、本クラブに関するその他の諸規定についても同様とし、それらの効力はすべての会員に及ぶものとします。本規約及び受審規程の改正・変更は1ヶ月前に会員へ告知します。

(発効)

第24条:本規約は2018年4月1日より発効します。